

○警察官及び交通巡視員の支給品及び貸与品取扱い要領の制定について

(平成7年4月28日例規第29号)

[沿革] 平成10年11月例規第42号、14年10月第55号、31年4月第23号、令和3年1月第1号、3月第16号、4年3月第2号、5年3月第11号改正

別記のとおり制定し、平成7年4月28日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別記

警察官及び交通巡視員の支給品及び貸与品取扱い要領

第1 趣旨

この要領は、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に支給される被服並びに貸与される装備品の取扱いの適正を期すとともに、その取扱いに当たっての手續等を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 支給品 奈良県警察官の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年6月奈良県条例第25号。以下「警察官被服条例」という。）第2条第1項及び奈良県警察交通巡視員の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和45年9月奈良県条例第20号。以下「巡視員被服条例」という。）第2条の規定に基づき支給される被服をいう。
- (2) 貸与品 警察官被服条例第3条及び第4条並びに巡視員被服条例第2条の規定に基づき貸与される装備品をいう。

第3 支給品

1 取扱いの基本

警察官被服条例（被服の支給について警察官の例によるとされている巡視員被服条例を含む。以下同じ。）第2条第1項に規定されている使用期間中における支給品及び使用期間を経過した支給品で2に定めるところにより保有することができるものとされているもの（以下「予備の支給品」という。）は、常に清潔に保つとともに、保有する数量を確実に把握して、き損及び紛失の無いよう適正な保管管理に努めなければならない。

2 予備数の保有

予備の支給品は、各品目ごとに別紙1に定める数量を保有し、使用することができる。

3 予備数を超えた予備の支給品の取扱い

警察官等は、新たに支給を受けたことにより、別紙1に定める予備数を超えることとなる予備の支給品については、外観上警察官等の制服とは判別できないように裁断等の処置をして確実に廃棄（焼却を含む。以下同じ。）すること。この場合において、所属長は、所属の警察官等に当該支給品を返納させて、一括して廃棄することができるものとする。

(1) 裁断等の処置方法

裁断等の処置については、当該支給品に付属する金属ボタン、エンブレム、記章及び片布を取り外して切り裂くものとする。

なお、ベルトのバックルは金づち等で使用できないよう処置すること。

(2) 廃棄結果の報告

所属長は、廃棄した当該支給品（一括して廃棄した場合を含む。）について、所属の警察官等に対し廃棄状況の確認を行うとともに、次に掲げる品目については、毎年3月末日までに制服等廃棄処分結果報告書（別記様式第1）により警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」という。）に報告するものとする。

ア 制服上衣

イ 活動服

ウ 冬・合ワイシャツ

エ 制帽

オ 活動帽

カ 防寒服上衣

キ ベルト

第4 貸与品

1 取扱いの基本

貸与される品目のすべてについて、汚損等の有無の確認及び必要な整備を行うとともに、き損及び紛失の無いよう適正な保管管理に努めなければならない。

2 汚損等により使用不能になった場合

貸与品については使用期間が定められていないことから、汚損等により使用不能となった場合には、貸与品交換申請書（別記様式第2）により交換することができるものとする。

第5 き損した場合の支給品及び貸与品の取扱い

1 き損した場合

(1) 警察官等は、使用期間の満了していない支給品又は貸与品をき損した場合は、

直ちに所属長に報告しなければならない。

- (2) 所属長は、支給品及び貸与品き損報告書（別記様式第3）にき損した当該支給品又は貸与品を添えて施設装備課長に報告するものとする。

2 盗難に遭い又は紛失した場合

- (1) 警察官等は、支給品又は貸与品が盗難に遭い、又は紛失した場合は、直ちに奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号。（2）において「処務規程」という。）第44条に規定する措置をとらなければならない。
- (2) 報告を受けた所属長は、処務規程第41条及び第42条に規定する措置を講じるとともに、支給品及び貸与品事故報告書（別記様式第4）により施設装備課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告すること。ただし、貸与品のうち拳銃及び警察手帳については、次の各規定に基づき報告すること。

ア 奈良県警察官拳銃警棒等使用及び取扱いに関する訓令（昭和41年2月奈良県警察本部訓令第5号）

イ 警察手帳の取扱いに関する訓令（昭和37年7月奈良県警察本部訓令第8号）

第6 退職等による支給品及び貸与品の取扱い

1 退職等による支給品及び貸与品の返納

- (1) 警察官等が失職若しくは退職をし、又は休職若しくは臨時待命を命ぜられ、若しくは承認された場合又は死亡した場合において、当該警察官等又は所属長は、使用期間の満了していない支給品及び貸与品を、支給品及び貸与品返納報告書（別記様式第5）により速やかに施設装備課長に返納するものとする。
- (2) (1)の場合において、所属長は、使用期間の満了した支給品で、予備として保有していたものについては、第3の3に定める取扱いを行うとともに、確実に廃棄すること。

2 出向による退職の場合

- (1) 出向を命ぜられた者は、速やかに拳銃及び警察手帳を施設装備課長に返納すること。
- (2) 出向期間中における使用期間の満了していない支給品及び予備の支給品並びに拳銃及び警察手帳以外の貸与品の保管管理は、出向を命ぜられた者の責任において行うこと。

3 殉職に係る場合等の特例

- (1) 殉職に係る場合等特別の事由があるときは、本部長は、支給品の一部を返納させないことができる。
- (2) 支給品の一部の返納の免除を受けようとする者は、制服等返納免除申請書（別

記様式第 6) を所属長に提出するものとし、当該申請書の提出を受けた所属長は、所要の意見を付して、施設装備課長を経て本部長に送付するものとする。

- (3) 所属長は、(2)の承認を受けた場合は、当該承認を受けた支給品について、制服上衣は右胸ポケット下部に、制帽は帽子の後部帯章の上に別紙 2 に定める贈呈シールを縫い付けなければならない。

第 7 昇任又は降任に伴う階級章等の取扱い

警察官が昇任（巡査長を命ぜられた場合を含む。以下同じ。）し、又は降任（巡査を命ぜられた場合を含む。以下同じ。）した場合における階級章等の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 施設装備課長は、昇任又は降任に伴って必要な次に掲げる品目を新たに貸与するものとする。

ア 階級章

イ 識別章（枠）

ウ 袖章

エ 帯章

オ 活動帽用階級標識

カ 出動服用階級標識

キ 略帽用階級標識

- (2) (1)の場合において、所属長は、階級章等返納報告書（別記様式第 7）により昇任又は降任した警察官の旧の階級章等を速やかに施設装備課長に返納するとともに、(1)のウからキまでに対応する旧の品目については、確実に廃棄するものとする。

別紙 1（第 3 関係）

制 服 等 の 予 備 数

品 目		予 備 数
制 服 上 衣	冬 服	2 着
	合 服	2 着
活 動 服	冬 活 動 服	2 着
	合 活 動 服	2 着
制 帽	冬 帽 子	1 個
	合 帽 子	1 個
	夏 帽 子	1 個
活 動 帽	冬 活 動 帽 子	1 個
	合 活 動 帽 子	1 個
	夏 活 動 帽 子	1 個
防 寒 服		1 着
ベ ル ト		1 本
上 記 以 外 の 支 給 品		使用可能なものを全てを予備とする。

別紙 2（第 6 関係）

「贈呈」シール

贈 呈
殿
奈良県警察本部

（別記様式省略）